

【禁煙外来の概要説明】

平成18年4月から禁煙治療は保険適用されることになりました。これは喫煙を単なる習慣や嗜好と考えるのではなく、ニコチン依存症という病気としてとらえ、必要な治療を行うという考え方です。

治療は(1日の喫煙本数)×(喫煙年数)が200以上の方が保険診療の対象となります。

1. どんな治療をするの？

受診時期	治療内容
治療前の問診・診療	禁煙治療のための条件の確認
初回診療	① 診察 ② 吸気一酸化炭素濃度の測定 ③ 禁煙実行、継続に向けてのアドバイス ④ 薬剤の処方
再診1 (2週間後)	
再診2 (4週間後)	
再診3 (8週間後)	
再診4 (12週間後)	

2. 費用はいくらかかるの？

・保険診療 3割負担の場合 1回の診療につき約3000円～3500円

・全額自己負担の場合 1回の診療につき約10000円～12000円

初・再診料 + ニコチン依存症管理料 + 薬剤費 + 処方料・調剤料・その他

※上記金額は目安です。当日の診療内容等により治療費が異なる場合がございます。

3. 禁煙の薬ってどんな薬？

禁煙のための補助薬には、ニコチンパッチとガム・錠剤があります。これらの薬は、禁煙後の離脱症状をおさえ、禁煙を助けてくれます。薬を使うと禁煙の成功率が約2倍高まります。

※当院では外用薬のニコチンパッチ、内服薬のチャンピックスを処方しております。ニコチンガムに関しては、薬局薬店にお問い合わせ下さい。

※なお、禁煙外来診療5回目を過ぎての受診、禁煙外来を1年以内に受診している場合(他院受診も含む)は保険適用外になり全額自己負担となりますので、ご注意ください。